

徳島大学教職員労働組合からのお知らせ Vol.110 (2023.6/20)

[徳島大学教職員労働組合](#)

みなさんこんにちは。徳島大学教職員労働組合です。

【5月30日学長懇談の概要】

組合では、去る5月30日に学長懇談を実施しました。話題は、昨年10月に引き続き、①年俸制教職員の住居手当・扶養手当の支給、②パート職員の時給改善・3年目をこえての昇給・賞与の支給、③契約職員への退職金の支給の三点でした。

①年俸制教職員への住居手当・扶養手当については、組合が問い合わせた他大学（岡山大・福岡教育大・東京電通大・和歌山大など）ではすべて支給されているとのことでした。

②パート職員への賞与については、東京大・埼玉大・国立天文台などでは月給1か月分の賞与が支給されているとのことでした。

③契約職員への退職金については、北海道大・宇都宮大・信州大など10ほどの大学では支給されているとのことでした。

組合は、そうしたことを踏まえて懇談の申し入れを行いました。

★申し入れ文書は[こちら](#)。

懇談では、大学側は、①年俸制職員の住居手当・扶養手当の支給について、「財源等の問題もあり、人勧の結果を踏まえて判断したい」と回答しました。②パート職員の4年目以降の時給アップ・賞与支給、契

約職員の退職金支給については、「有期雇用職員の待遇改善の必要性は認識している。引き続き検討する」とのことでした。

組合側としては、「今後財源が大幅に増額することは見込めないので、現状でも可能なことから取り組んでもらいたい」などと応答しました。

★議事要旨は[こちら](#)

なお、組合にご加入いただきますと、組合を通じて学長に意見を伝えることができるほか、懇談の終了直後に速報で概要をお送りします。ぜひご加入をご検討ください。お問い合わせはこのメールに返信いただければ幸いです。

【定年延長制度について】

国家公務員の定年延長制度（60歳→65歳への段階的移行）が実施されたのに準拠して、徳島大学でも定年延長制度が導入されました（教員については従来より65歳定年なので、変更はありません）。制度の概要は、以下の通りです。

●定年年齢引き上げスケジュール

- ・ 昭和38年度生まれの人：2024年度末に61歳で定年（23年度末は定年退職者なし）。
- ・ 昭和39年度生まれの人：2026年度末に62歳で定年（25年度末は定年退職者なし）。

- ・ 昭和 40 年度生まれの人：2028 年度末に 63 歳で定年（27 年度末は定年退職者なし）。
 - ・ ・ ・ （中略）
 - ・ 昭和 46 年度生まれの人：2036 年度末に 65 歳で定年（制度完成）
- 定年退職後は 65 歳まで従来の再雇用制度が適用される（完成年度まで）
 - 60 歳を超えた人の給与額は、その次の 4 月 1 日より給与表の額の 70%となる。
 - 課長級以上の管理職の場合、60 歳を超えたあと、4 月 1 日までに管理職から降りる。

より詳しい説明は、「[過半数代表者の部屋](#)」に掲示してあります。

★[定年延長に関する説明資料](#)（徳島大学教職員限定）

こうした規則改正に対して、過半数代表者は「給料が 7 割だが、10 割もらっている人と同じように働け」というのは、同一労働同一賃金の原則に明らかに反しており、納得できるものではありません」などと意見を述べています。

★意見書は[こちら](#)。

組合としても、次回の学長懇談（今年 9 月～10 月頃を予定）にてこの問題を扱いたいと考えています。

【全大教の文科省懇談】

当組合の上部組織である全国大学高専教職員組合（全大教）では、7 月 10 日に文科省との懇談を予定しています。懇談に

は、当組合の書記長も、全国役員として参加予定です。

懇談では、①昨今の物価高を踏まえて運営費交付金の総額を名目で最低でも 5%増額すること。②評価による配分の前原資を交付金からの控除するのではなく、別枠で財源を確保すること。③評価項目から、大学の教育研究実績とは関係ない項目（人事給与マネジメントなど）を外すこと。などを求める予定です。

★要望文書は[こちら](#)。

懇談に先立ち、全大教では全国の大学教員に対するアンケートを実施しております。全国の国立大学における研究費の減少や後任の不補充などの実態を明らかにしたいと考えております。

★[基盤的経費の減少・不安定化の影響アンケート](#)

組合未加入のみなさまもご回答いただけます。回答は集計し、文科省懇談および秋に予定している財務省懇談にて資料として提示します。上記リンクより、よろしくご回答ください。（個人を特定する情報は収集いたしません。）

昨年度の懇談の成果としては、いわゆる「研究者の 10 年雇止め問題」についての依頼文書の発出などを実現しております（22 年 11 月と 23 年 2 月の二回）。

★文科科学省「[貴法人における無期転換ルールの適切な運用について（依頼）](#)」

同文書には「無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中

の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」と明記されています。

組合にご加入いただきますと、組合を通じて文科省に意見を伝えることができるほか、懇談の議事要旨を閲覧することもできます。ぜひご加入をご検討ください。お問い合わせはこのメールに返信いただければ幸いです。

徳島大学教職員労働組合